

| 調査の結果 | 説明図表番号 |
|---|---|
| <p>ウ 技術管理者の配置等</p> <p>廃掃法第 21 条第 1 項では、処理施設の設置者（市町村が設置する処理施設にあっては管理者）は、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないと規定されている。</p> <p>当該規定の趣旨としては、近時の廃棄物の処理施設は、高度に機械化されており、その操作について相当高度の知識及び技能が要求され、維持管理の適正を欠くときは、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもあるため、処理施設の管理者が技術管理者を置くこととして、施設管理に係る責任の所在を明らかにしたものとされている。</p> <p>また、技術管理者の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進する観点から、廃棄物処理施設の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいとされている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設のうち、技術管理者が配置されていない 3 施設を除く 74 施設における技術管理者の事務系職員・技術系職員（注 1）の別について調査したところ、15 施設（20.3%）で事務系職員が配置されていた。また、74 施設における技術管理者の講習（注 2）の受講状況を調査したところ、6 施設（8.1%）の技術管理者が未受講となっていた。</p> <p>市町村にとって、一部の大都市等を除き、廃棄物処理施設の建設工事は 20 年に 1 度程度の事業ということもあり、廃棄物処理、処分の知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する専門的能力が不足しているとの指摘がなされている。これに対して、環境省は、平成 19 年度以降の具体化を目指し、公正・中立な立場にある専門家や高い技術力を保有する大都市職員などからなる専門家集団の組織化による市町村支援体制を構築することとしていたが、検討の結果、専門家集団の組織化及び運営方法について、資金面、中立性、責任の所在等の課題が指摘され、組織化の実現には至らなかったとしている。</p> <p>（注）1 事務系職員とは、一般事務員等をいい、技術系職員とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の職員をいう。</p> <p>2 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する、技術管理者の資格要件を補完し、望ましいとされる技術管理者を養成し、同センターがその能力を認定する講習（廃棄物処理施設技術管理者講習）をいう。</p> | <p>表 2-(2)-ウ-①</p> <p>表 2-(2)-ウ-②</p> <p>表 2-(2)-ウ-③</p> <p>表 2-(2)-ウ-④</p> |

表 2-(2)-ウ-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（技術管理者）

第 21 条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2・3 （略）

表 2-(2)-ウ-② 廃棄物処理法の解説（平成 24 年度版）（抜粋）

趣 旨

法第二十一条は、技術管理者の設置に関する規定である。近時の廃棄物の処理施設は、高度に機械化されており、その操作について相当高度の知識及び技能が要求され、維持管理の適正を欠くときは、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもある。また、廃棄物の最終処分場についても埋立地からの浸出液の水処理等について高度の技術を必要とするものがある。そのため、処理施設の設置者（市町村が設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）が技術管理者を置くこととして、施設管理に係る責任の所在を明らかにした。（以下、略）

表 2-(2)-ウ-③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 12 年 12 月 28 日付け衛環第 96 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）（抜粋）

第五 技術管理者等の資格要件の見直し（省令第八条の一七及び第一七条関係）

- 1 廃棄物処理施設の技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「技術管理者等」という。）について、環境大臣の認定する講習を修了した者であることとする資格要件を削除したものであること。
- 2 技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいものであること。

表 2-(2)-ウ-④ 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(平成 18 年 7 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

第 1 章 はじめに

廃棄物の適正処理と再資源化を担う廃棄物処理施設は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図る上で不可欠な都市施設であり、その建設工事は社会基盤整備を図る重要な公共事業である。そのため、廃棄物処理施設建設工事の実施に際しては、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることが求められている。

しかしながら、廃棄物処理施設建設工事をめぐる状況として、以下のような構造、課題等が指摘されている。

- 廃棄物処理施設建設工事では、主要技術であるプラントが技術的に複雑・高度であること、性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とするため経験工学的な技術の蓄積が重要であること、プラントメーカーに技術・ノウハウが集中していること等から、工事を請負うプラントメーカーが市場において強い影響力・支配力を有しているという特徴がある。
- 一方、発注者側である 市町村は、一部の大都市等を除き、20 年に 1 度程度の事業ということもあり、廃棄物処理、処分の知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する専門的能力が不足している。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。